

施設地震対策マニュアル (雛形)

平成 年 月 日

施設名

はじめに

平成22年5月20日に兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会から報告された地震被害想定では、県内に震度5強以上の揺れを生じさせる地震を62地震とし、うち伊丹市に震度7の揺れを生じさせる地震を「有馬 - 高槻断層帯」「六甲・淡路島断層帯」「上町断層帯」の3つの活断層によるものと想定しています。

これら活断層による最大の地震が発生すれば、阪神・淡路大震災で伊丹市が受けた震度よりも強い揺れを受けることとなります。

また考え得る最大規模でマグニチュード9級の南海トラフを震源とする地震発生 of 切迫性も指摘されています。

大地震の発生時には、建物の倒壊による負傷者等が多数発生することが想定され、阪神・淡路大震災では、全半壊した建物は約25万棟にものぼり、死者の8割以上が建物の倒壊等による圧死者であり、このことから建物の耐震化の必要性が強く求められています。

本市は、平成24年度までに学校施設の耐震化を100%達成しましたが、学校以外の公共施設については、昭和56年の新耐震基準以前の建築物も多く、これらの耐震診断を行い、耐震化工事を行うには、多額の経費と時間が必要となります。

震災時に、市は、住民の生命、身体を災害から保護する責務を負っています。市職員は全力で応急対策に当たらなくてはなりませんし、公共施設は、地震発生時の避難所等としての役割を果たさなくてはなりませんので、日頃から地震発生時の適切な対応に心がける必要があります。

また、集会所やグラウンドがある事務所や施設等は避難場所として多くの人々が避難してくることが考えられるので、事前に対応を検討しておく必要があります。

このマニュアルは南海トラフを震源とする地震などの大規模地震が発生した場合に備え、対策のための基本的なマニュアルを示しています。各事務所・施設の規模や立地条件がそれぞれ異なるので、ここに示すマニュアルは準則ではありません。

災害の発生は予測が困難であり、その態様、規模などはさまざまで、地域の社会資源や住民活動の状況などが異なっていることから、すべての事務所・施設において必ずしも万全に対応できるものではありませんが、このマニュアルが、公共施設にとどまらず、地域や事業所の実情にあった対策を検討する際の参考になれば幸いです。

地震発生時の被害想定は中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」のホームページ<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>を参照

目 次

マニュアルの作成ポイントについて	
1 なぜ、今、「地震対策マニュアル」が必要なのか.....	3
2 施設における危険箇所の把握.....	5
3 緊急時対応の組織.....	5
任務分担一覧表作成（例）.....	6
4 地震発生直後の対応.....	8
5 火災対応.....	9
6 救出・救護.....	10
7 避難.....	11
8 通報・連絡.....	12
9 職員参集.....	14
10 非常持ち出し品.....	14
11 防災用品、備蓄品の用意.....	14
地震発生時の対策マニュアル（例）.....	16
1 事務所用	
(1) 震災時行動指針（勤務中）.....	17
(2) 震災時行動指針（勤務時間外、休日の場合）.....	19
(3) 平常時の対策.....	21
2 社会福祉施設用	
(1) 震災時行動指針（勤務中）.....	24
(2) 震災時行動指針（勤務時間外、休日の場合）.....	27
(3) 平常時の対策.....	28
資料	
事前の確認リスト.....	31
伊丹市避難所一覧.....	34
伊丹市における地震想定.....	43

地震対策マニュアル作成のポイント

地震対策マニュアルの作成については、個々の施設の持つ性格を捉え、柔軟に対応できるものを作成することが必要です。

ここに示すポイントは、基本的・一般的なものであり、施設関係者自らが、各々の施設に存在する要素を考察・検討し、必要と考えられる要素を取り込んで、事前の対策及び発災時の対応について、マニュアルを作成してください。

1 なぜ、今、「地震対策マニュアル」が必要なのか

(1)地震に対する知識

西日本は地震の活動期に入ったともいわれ、マグニチュード8以上の南海トラフを震源とする地震は、今世紀前半にも発生する可能性があります。今のうちから事前の防災対策を進める必要があります。国は中央防災会議に「南海トラフ巨大地震対策協議会」を設置して、その地震の揺れや津波、火災等による被害想定を行っています。地震に関わる情報を正しく理解するため、地震に対する正しい知識を身につける必要があります。

(2)パニックと人間の行動特性

パニックは、現実にはさし迫った危険ないし危険と思われる事態に直面した場合、それを避けようとして群衆が混乱した状態です。パニックが起こるのには、最初のうちの一人とか二人のほんのわずかな人々が、周囲の人々に強い影響を与えることによって、人々を異常な避難行動へと導きパニックを誘発させるといわれています。地震発生時にパニックに陥ることなく、安全確保、避難行動、救出・救護活動を行うために行動基準となるマニュアルが必要となります。

(3)マニュアルの必要性

地震による被害を軽減するためには、平常時の対策と、地震発生時等に迅速に初動態勢を確立し、的確に被災情報を収集し、応急対策を実施することが必要です。そのため、対策マニュアルでは、日頃の備えとしての「平常時」と震災時の行動基準の「地震発生時」についてのマニュアル(例)を示しています。

震災時は大きな混乱が予想されるので、「誰が何をするか」を事前に職員に周知して、自立的に職員が対応できるようにしておく必要があります。また、大規模地震の被害状況を想定することは困難であるため、マニュアルに細部にわたる設定を設けることは、現場対応に混乱をもたらすおそれがあります。被害状況に応じて、より適切な対応策が実行できるよう、役割と行動基準を明確にしたものにします。

マニュアルは各職員の行動の基準を示すもので、その状況に応じて柔軟かつ的確な対応をするための補助をするものです。

・平常時の対策

地震発生時において有効に避難活動を行うには、日頃から災害に対する危機感を持ち、それぞれの施設の持つ危険性を把握し、対策を講じておくことが重要です。

什器や備品などの転倒防止を行ったり、防災用品等の確保、避難場所や避難経路の確認をするなど様々な角度から意見を聴取し、対策を講じます。

・震災時の対策

地震発生時に安全な行動をとり、活動体制の確立（職員参集）、被害状況の把握、2次災害の防止（消火等）、救出・救護、避難等を行います。様々な危険要素、情報がふくそうし、有効な避難行動を望むことは容易ではありません。そこで、落ち着いて行動するために、事前の教育・訓練が必要です。

(4)施設の種類・規模等による留意点

施設の利用目的、規模、立地条件により、留意すべき点が異なってきます。

また、地震発生が勤務中か時間外、休日によっても、その対応が異なってきます。このため、施設の特性や職員の勤務形態を考慮してマニュアルを作成します。

マニュアルを使用する者に合わせて、使いやすくする工夫も大切です。対策の意志決定を行う「対策本部マニュアル」、情報収集や救出・救護の対応を行う「職員防災マニュアル」、初動対応としての職員参集の方法などを示した、携帯可能な「ハンドブック」の三段階で構築します。職員用マニュアルは職員全員に配布し、ハンドブックは常時携帯を促す必要があります。

また、初動対応時に必要となる安否確認、被害状況把握のための確認・点検様式を整備しておきます。

市職員の参集行動基準は「職員防災ハンドブック」により行います。

市の防災対策組織は地域防災計画に基づき、災害対策本部により対応します。

「事務所用」「社会福祉施設用」の勤務中と時間外、休日に分けた職員用標準マニュアル（例）を掲載しています。

2 施設における危険箇所の把握

地震発生による建物の倒壊、設備・機器の転落・転倒、火災の発生等、結果には必ずその原因及び経過が存在します。その原因と経過を事前に排除しておくためには、「どこに」「どんな」危険要素が存在しているかを把握しておく必要があります。施設管理担当者のみ意見でなく、施設関係者の幅広い意見が求められます。危険要素を排除するためには、定期的な施設・設備の点検・改修を行います。

・建物の耐震診断を実施しているか。昭和56年以前の建物は耐震診断が不可欠。

・地震発生時に身を守る場所を確保しているか。

・避難経路は確保されているか。

・書棚やロッカーの転倒防止がされているか。

・窓ガラスの破損落下防止がされているか。

・天井からの照明器具や吸音材の取り付け状態の点検。

・危険物（ガソリン・灯油・その他可燃物）、薬品・毒劇物等の安全対策はできているか。

・暖房器具の安全装置の点検、引火物の管理。

・消防防災施設の使用方法や設置場の確認

3 緊急時対応の組織

地震の揺れがおさまったら直ちに、情報収集、救助・救出、避難、消火、通報・連絡等様々な活動を開始しなければなりません。各担当が思いのままに動いていたのでは、有効な活動は望めませんが、指揮班を中心とした指揮系統を明確にしておき、指揮に基づく活動をとることが大切です。指揮班の責任者は、震災後直ちに状況を把握し、職員に対する各活動開始を指示します。

なお、負傷者、避難者の状況を把握し、記録します。

・緊急時対応組織の立ち上げの判断をする。

・職員の参集方法を決めているか。

・各組織の役割分担は決まっているか。

任務分担一覧表作成（例）

指揮班 責任者名 _____ : 代理者: _____

- 1 職員の参集、帰宅命令 (所属 氏名)
- 2 各班員の編成状況の確認 (所属 氏名)
- 3 各班への指揮及び情報の収集 (所属 氏名)
- 4 その他指揮統制上必要な事項 (所属 氏名)
- 5 公共交通機関の運行状況及び道路状況の把握 (所属 氏名)

情報連絡班 責任者名 _____ : 代理者: _____

- 1 地震情報、職員の安否情報の確認 (所属 氏名)
- 2 消防機関への通報及び通報の確認 (所属 氏名)
- 3 放送設備、携帯用拡声器等による情報の提供 (所属 氏名)
- 4 被害状況の情報収集、周辺地域の状況の把握 (所属 氏名)
- 5 緊急連絡先に被災状況等を連絡し、状況により救援要請する (所属 氏名)
- 6 公式情報 (マスコミ対応) (所属 氏名)

初期消火・防災班 責任者名 _____ : 代理者: _____

- 1 出火階に直行し、消火器及び屋内消火栓による初期消火作業 (所属 氏名)
- 2 火気使用設備・用具の使用停止と保安措置 (所属 氏名)
- 3 自衛消防隊が行う消火作業 (所属 氏名)
- 4 電気・ボイラー設備施設の停止 (所属 氏名)
- 5 消防隊との連携及び補佐 (所属 氏名)

避難誘導班 責任者名 _____ : 代理者: _____

- 1 混乱防止を主眼とした退室者の案内及び避難誘導 (所属 氏名)
- 2 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 (所属 氏名)
- 3 非常口の開放及び開放の確認 (所属 氏名)
- 4 避難上障害となる物品の除去 (所属 氏名)
- 5 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 (所属 氏名)
- 6 ロープ等による警戒区域の設定 (所属 氏名)

救出救護班 責任者名 _____ : 代理者: _____

- 1 応急救護所の設置 (所属 氏名)
- 2 負傷者の応急処置 (所属 氏名)
- 3 救急隊との連携及び情報の提供 (所属 氏名)
- 4 要救護者の救出・救護、その人数・状況の把握 (所属 氏名)

非常持ち出し班 責任者名 _____ : 代理者 : _____

- 1 非常持ち出し品を搬出 (所属 氏名)
- 2 非常持ち出し品の確認、警備、保管 (所属 氏名)
- 3 他班の活動支援 (所属 氏名)

4 地震発生直後の対応

(1)安全確保

震災時の救助、救出、消火等の初動対応を円滑に行うためには、まず、第一に自分の身を守ることが大切です。地震発生直後に落下物等から身を守ることでできるスペースを常に確保しておきます。来客（利用者）の安全確保を図るため、危険箇所への立入禁止措置等を徹底しておく必要があります。

特に、事務所内では、地震の揺れにより、出入り口建具のゆがみからドアの開閉不能による孤立が考えられます。安全が確認できた時点で避難口を開放します。

- ・事務所等では、転倒のおそれがある書棚から離れ、机の下等で身の安全を図る。
- ・路上では壁等から離れ、姿勢を低くして、カバンや衣類で頭部を守る。
- ・自動車を運転中の時は安全なところに駐車。
- ・バス、電車では、急停車に備え、手すりなどにつかまり、乗務員の指示に従う。

(2)情報収集

緊急時には、正確な情報を素早く関係者に伝えることが重要となります。

初期消火、救出・救助、安全な避難活動を行うためにも、被害状況や周囲の現状を把握することが必要となります。あらゆる収集媒体を駆使して、情報を収集します。指揮班は、収集された情報をもとに、対応を決定して担当者に必要な指示を行います。

- ・消防機関への通報（火災発生の場合）。
- ・地震情報をラジオ（NHK・FMいたみ79.4MHz）、テレビから入手。
- ・事務所や周辺の建物、道路等の被害状況を把握。
- ・死傷者の状況を把握。
- ・来客（利用者）、職員の安否確認。
- ・各地方公共団体等に設置されている災害時優先電話の有効活用。

どの電話機が災害時優先電話に設定されているかを日頃から確認し、出先から被災地に対し連絡をとるために活用してください。災害時優先電話は着信電話としては有効ではありません。

(3)情報提供

集約された情報は、関係者だけでなく、来客（利用者）に対しても伝達する必要があります。放送機器、ハンドスピーカー等を活用して行います。

- ・事務所館内放送、掲示板、ハンドスピーカー等で全員に知らせる。
- ・伊丹市災害対策本部をはじめ、関係連絡先等に被災状況と周辺の道路、交通、火災情報を連絡する。

(4) 安否確認

職員、臨時職員、関連会社職員、出向職員、出張者、休暇者の安否情報を確認します。確認内容は、死亡者、負傷者、身元不明者、行方不明者があります。いずれの情報も、医療機関、消防機関、警察等から災害対策本部を通じて情報提供されることが考えられます。

無事な職員を把握して参集可能者の人数を確認することは、緊急時対応の組織を整えるための重要な情報となります。

- ・職員から安否情報の伝達方法（伝言ダイヤル等の活用）。
- ・安否確認の対象者。
- ・安否情報の提供方法（マスコミ等の活用）。

安否確認表（例）

氏名	年齢	性別	住所	安否	死亡原因	死亡場所	収容先	負傷程度	特徴	服装	所持品
		男女					事務所		身長	色	鞆
身元不明							病院				

5 火災対応

(1) 火気管理

施設の中において、火災発生の危険のある場所を把握しておくことが必要です。

震災後、安全確認を行った後、火の始末を行います。この際、ガス元栓の遮断、コンセントを抜き、分電盤ブレーカーの遮断も行います。ライフライン復旧後のガス漏えい、配線ショートによる出火が多く発生しています。

(2) 初期消火

事前に消火器及び屋内消火栓の設置位置、使用方法についての知識が必要です。

また、落ち着いて行動するためには、事前の実技訓練が有効です。消火器を屋外で使用する場合は、風上から放出することが原則です。また、複数の消火器を集め、集中的に一斉放出することが有効です。消火器、屋内消火栓共に消火能力の限界があります。火災の規模を的確に判断し、消火限界（炎が天井に燃え移った場合）に達したら直ちに避難します。

- ・火災発見の場合はただちに大きな声で伝える。
- ・消火器及び屋内消火栓で適切な初期消火を行う。

6 救出・救護

(1) 救出

専門的な工具がなくても救出することができます。バール、車のジャッキ、ロープ等身近な道具を使つての救出方法について訓練しておきます。救出用資材の場所、種類等について定期的に確認します。実際に救出活動を行う場合は、2次災害防止のための保護用具の着装、救出者同士の救出方法の確認を徹底しておきます。

また、単独での救出活動は、極力避け、関係機関へ連絡し、応援を求めるなどして、複数人での活動を行います。

(2) 応急手当

応急手当の目的は、救命・悪化防止・苦痛の軽減の3点です。応急手当は、救命を目的とした手当を最優先にします。

悪化防止は、現在以上に悪化させないことを目的とします。

苦痛の軽減は負傷者に、できるだけ苦痛を与えない手当を心がけるとともに、「頑張ってください。」「すぐに救急車が来ます。」など励ましの言葉をかけます。

震災時には救急車が必ず行けるとは限りません。的確な応急手当を行うためには、体位管理、心肺蘇生法及び外傷対応としての出血を止める止血法、創傷部を保護する包帯法、骨折等の痛みを緩和する固定法等の応急処置訓練の実施が必要です。

応急手当に関する講習会等は消防署が開催しており、職場単位で受講するなどして、応急手当の正しい知識と技術を身につけてください。

- ・倒れている人を見つけたら、声をかけて意識の有無を確認する。
- ・呼吸の有無を確認し、呼吸がない場合は人工呼吸をする。
- ・循環のサインを確認し、循環のサインがなかったら心肺蘇生法。

循環のサインとは心臓が動いているか、いないかを判断することです。確認方法は人工呼吸に反応して、呼吸が回復するか、咳をするか、体を動かすなどをみて判断します。

- ・出血していないか確認し、出血している場合は止血をする。

(3) 救急車の要請

重傷者は救急車の要請が必要となります。負傷者の救出・搬送と同様に、負傷者の状態（氏名・年齢・住所）、搬送先を把握します。ご存じのように、119番に電話をすると各地域の消防機関につながります。

しかしながら、災害後は停電や電話回線のふくそうによりつながりにくい事があります。MCA無線機の利用も検討しましょう。（P13）

携帯電話からの119番通報では、通報地点を管轄しない消防本部につながることがあります。住所を明確に伝えれば、通報地点を管轄する消防本部へ通

報の転送が行われます。

- ・ 火事か救急かをはっきり伝える。
- ・ けが人、病人の人数を伝え、意識、呼吸、循環のサインの状況を伝える。
- ・ 住所（大きな目標物）と電話番号と通報者名前を伝える。

7 避難

(1) 避難活動

避難は生命の安全を確保するための最終的な手段です。建物が倒壊する危険がある場合や火災が発生して危険な場合などに、来客（利用者）や職員を安全に避難させるためには、誘導のための教育・訓練の実施が重要です。被災状況による避難経路・避難場所の選定、避難時の警戒員等についてあらかじめ定めおき、避難後に避難者の確認を行います。

- ・ 避難の判断をする。（誰が判断するか責任者及び代理者の選定）
- ・ 避難する単位、規模を決める。（職場単位かフロア単位か）
- ・ 避難者を確認する。（点呼・行方不明者・外出者の把握）
- ・ 行方不明者の搜索。
- ・ 避難先を関係機関に伝える。

(2) 避難経路

避難誘導担当者の避難経路の確認、被災状況によっては、複数の経路の選定も必要となるので、状況により最良の経路を選択します。日頃から、避難経路・出口の安全性を確認し、避難障害物件の除去に努めておきます。

- ・ 避難経路の選定。（周辺状況・危険物等の確認）
- ・ 避難者への経路の説明。（順路・道路状況・危険物等の状況を説明する）
- ・ 先頭と最後尾に担当者を配備するなどして旗等で誘導。
- ・ 避難時のパニックの防止。

(3) 避難場所

避難場所となるスペースについて、常に状況を把握しておくことが必要です。

震災時は、担当者が先行し、安全性を確認します。

- ・ 避難場所の安全を確認。
- ・ 案内板や看板の設置。

(4) 避難者受け入れ

避難場所として、被災者を受け入れる施設となる場合が考えられます。避難所となった場合のレイアウト、立入禁止場所の指定、2次災害防止のための対応、被災者受け入れ名簿の作成等の準備が必要です。

8 通報・連絡

連絡先や関係機関への状況報告等について、あらかじめ連絡先一覧の作成が必要です。また、情報の混乱を防ぐために、窓口を1本化して対応することが有効です。

- ・災害対策本部等の緊急連絡手段。
- ・設備関連会社、社会インフラ企業等の連絡先。

通報・連絡例

	名 称	住 所	電 話 番 号
市 関 係	伊丹市災害対策本部	伊丹市千僧 1 - 1	072 (783) 1234
	伊丹市消防局	伊丹市昆陽池 1 - 1 - 1	072 (783) 0123
	東消防署	伊丹市北本町 2 - 1 3 3	072 (772) 0119
	市立伊丹病院	伊丹市昆陽池 1 - 1 0 0	072 (777) 3773
兵 庫 県 関 係	兵庫県庁 災害対策課	神戸市中央区下山手通 5-10-1 神戸市中央区下山手通 5-10-1	078 (341) 7711 078 (362) 9988 (362) 9900
	阪神北県民局	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	0797 (83) 3115 3127
	伊丹健康福祉事務所	伊丹市千僧 1 丁目 51	072 (785) 9437
	宝塚土木事務所	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	0797 (83) 3101
	兵庫県警察本部	神戸市中央区下山手通 5-4-1	078 (341) 7441
	兵庫県伊丹警察署	伊丹市千僧 1 丁目 51-2	072 (771) 0110
地 方 行 政 機 関	国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所	豊中市蛸池西町 3 丁目 371	06 (6843) 1121
	近畿地方整備局 猪名川河川事務所	池田市上池田 2 丁目 2-39	072 (751) 1111
	神戸海洋气象台 (業務課)	神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目	078 (222) 8907
	大阪管区气象台 (総務課)	4-3	06 (6949) 6300
	(地震火山課) (予報課)	大阪市中央区大手 4-1-76	6307 6303

公 共 機 関	日本赤十字社兵庫県支部 西日本電信電話(株) 兵庫支 店 関西電力(株) 阪神営業所 大阪ガス(株) 導管事業部 兵庫導管部 (社) 伊丹市医師会	神戸市中央区脇浜海岸通 3-4-5 神戸市中央区海岸通 11 尼崎市西長洲町 2 丁目 33 番 60 号 神戸市中央区港島中町 4-5-3 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地	078 (241) 9889 078 (393) 9440 06 (7509) 0105 078(303) 7777 072 (775) 1114
設 備 関 係			

M C A 無線局番号表 (抜粋)

名称	表示名称	番号
防災センター 無線室	指令局	901
防災センター 危機管理室	危機管理室	101
市役所 財政基盤部	総務部	102
市役所 市民部	市民部	103
環境クリーンセンター	クリーンC	104
市役所 健康福祉部	健康福祉部	105
市役所 こども部	こども部	106
市役所 都市活力部	都市創造部	107
市役所 都市基盤部	都市基盤部	108
市役所 教育委員会	教育委員会	109
総合教育センター	総合教育C	110
伊丹市消防局	消防局	137
伊丹市水道局	水道局	138
伊丹市交通局	交通局	139
市立伊丹病院	伊丹病院	140
陸上自衛隊第 36 普通科連隊	陸上自衛隊	141
国土交通省猪名川河川事務所	猪名川河川	142
伊丹警察署	伊丹警察署	143
伊丹市医師会	医師会	144
株式会社 [※] イ・コミュニケーションズ	ベイ・コム	145
伊丹コミュニティ放送株式会社	F M いたみ	146

9 職員参集

地震の発生時が、休日や夜間などの勤務時間外の場合にも備えられるように、職員の住居地域や職場への参集時間を踏まえた参集職員の編成をすることが必要です。

また、参集基準、参集方法の確認、携行品の徹底を図っておきます。参集訓練を実施し、実際に職員参集完了までに要する時間を確認、初動対応計画策定の資料として活用します。

職員参集（例）

所属	氏名	携帯電話	自宅電話	住所	自宅からの距離	移動方法

10 非常持ち出し品

機密文書の管理、持ち出し順位の選別等を行い、必要最小限のものとしします。

一人が持ち運べる重さの目安は男性15kg、女性10kg程度です。

- ・機密文書や現金・有価証券等の非常持ち出し品を定めておく。
- ・搬出後に持ち出し品を確認。
- ・耐火金庫（耐用年数や耐火性能に留意）等の安全な場所に保管する方法も併用する。

11 防災用品、備蓄品の用意

震災直後から必要になる、対応のために職場に留まらざるを得ない対策本部要員分の生活必需品（食料・飲料水・寝具）と救助用資材の事前の準備が必要です。

生活必需品は3日間は自活できるように準備し、救助用資材は、医療用具や医薬品等の準備が必要です。

- ・保管数量：中央防災会議では国民に一週間の自活を求めています。
- ・保管場所：建物倒壊による被害を受けない場所に、複数の場所に分けて保管。
- ・定期点検：食料品等の品質保持期限や電池やバッテリーの消耗状況の確認が必要。

《防災用品一覧例》

(保管場所 庫)

項目	品名	数量
防災資材	ビニールシート	
	トランシーバー	
	懐中電灯 (電池の確認・予備)	
	拡声器 (電池式)	
救急資器材	バール	
	ジャッキ	
	ロープ	
	救急箱	
	担架	
	毛布	
	三角巾 (風呂敷)	
	保護用具ヘルメット作業服	
	雨合羽	
	作業用長靴	
	作業用手袋等	

(保管場所 倉庫)

項目	品名	数量	備考
備蓄食糧	ペットボトル水		1人あたり1日3l
	乾パン		5年保存
	アルファ米		5年保存
	缶詰		
	災害救助用クラッカー		
	レトルト食品		
	紙食器類紙皿		
	紙コップ		
	スプーン		
	フォーク		
	割り箸		
	紙ナプキン		
	紙タオル		

地震発生時の対策マニュアル（例）

以下、事務所について標準的なものを示していますが、個々の施設の機能・規模、立地条件、職員数・組織の大きさによりその対応は異なってきます。十分に機能するマニュアルとして使用するためには、それぞれの施設に当てはまるように必要な事項を加えなくてはなりません。

また、このマニュアルは、震災発生時に行う優先度の高い初動対応に係るマニュアルと初動対応に必要な平常時の対策について作成しています。したがって、災害対策本部や避難所設置などの対応は含めていません。（それぞれの対策部マニュアルを参照。）

1 事務所用マニュアル（例）

震災時行動指針（勤務中）	17
震災時行動指針（勤務時間外、休日の場合）	20
平常時の対策	21

2 社会福祉施設用マニュアル（例）

震災時行動指針（勤務中）	24
震災時行動指針（勤務時間外、休日の場合）	27
平常時の対策	28

安否確認

来客者等の安全確認を手分けして行う。(担当)

職場責任者等は職場内の職員・従業員の安全確認を行う。(担当)

出張、休暇中の者は連絡をとり、安否報告をする。(担当)

救出・救護(責任者)(代理者)

救出救護

医薬品・救護機器等を搬出する。(担当)

負傷者がでたら迅速に救護活動を行う。(担当)

ケガ人の救出・救護とその数、状況を確認する。(担当)

重傷者は救急車による救護を依頼する。(担当)

市の救護所に指定されている場合は市災害対策本部医療部と連携。(担当)

消防(責任者:)(代理者:)

各事務所の消防計画に準じる。

初期消火

火災発見の場合はただちに大声で伝える。(発見者)

職場の消火器、屋内消火栓設備等で適切な初期消火を行う。(消火班)

消防署へ通報するとともに、事務所館内に放送する。(責任者)

非常持出品

非常持ち出し品を搬出する。(責任者)

搬出後に非常持ち出し品の確認、警備、保管をする。(担当)

避難(責任者:)(代理者:)

職場の保安措置

ガラスの破損による散乱防止のため、窓際の物品は除去する。(各自)

書類の散乱防止のために机、保管庫に収納する。(各自)

機密文書の管理・保管をする。(担当)

散乱防止のため落下しやすい物品は床に置く等の措置をする。(各自)

電源火災防止のためブレーカーを落とし、給湯の電源を切る。(各自)

室内から室外へ避難

避難の判断。(責任者)

火災発生時は延焼防止のため室内の出入口の扉等を閉める。(担当)

火災が発生していない時は非常口を開放して避誘導難する。

エレベータの確認(閉じ込められた者の有無を確認)(担当)

エレベーターには絶対にのらない。(各自)
非常放送設備、ハンドスピーカー、メガホン等を活用し、全員に的確

指示をする(パニックの防止)。(担当)

安全性の高い方向への階段等を優先使用する(障がい者・高齢者・幼児・妊産婦等の災害弱者に配慮)。(担当)

避難終了を確認する(担当)

(避難後の集合場所等を決めておく)。

一時避難場所への避難

職場の保安措置が終了次第、避難準備を始める。(担当)

避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況を説明する。(担当)

避難誘導は、先頭と最後尾に避難誘導担当を配備するなどして旗等で誘導する。(担当)

避難は全員徒歩です。(各自)

事務所から全職員が退出した場合。(担当)

- ・退出確認の巡回を実施。
- ・関係機関、緊急連絡先(防災関係機関等)に全員退所を通知。

避難後

状況に応じて参集指示・帰宅指示を出す。(責任者)

帰宅者には交通状況を把握し説明する。(担当)

(責任者)(代理者)

避難所開設～市の避難所に指定されている場合。

施設の安全を確認し、危険箇所の明示を行なう。(担当)

市対策本部に連絡する。(連絡が不可能な場合には、開設判断をする。)
(担当)

事務所等に避難場所の運営本部を設ける。(担当)

施設の開放箇所を明示する。(避難場所・駐車場・トイレ等)(担当)

避難者誘導

案内看板を設置し、立入禁止箇所の縄張り等を行なう。(担当)

避難者の救急救護を行う。(担当)

避難場所に未指定の場合でも地域住民が避難してくる可能性があります。

(2) 震災時行動指針(勤務時間外、休日の場合)

職員参集(責任者)(代理者)

対応体制

職員の参集指示を出す。(責任者)

職員を緊急召集する。(参集職員)

事務所内被害の確認。(参集職員)

関係機関、緊急連絡先(防災関係機関等)に対応体制を報告。(参集職員)

情報連絡(責任者)(代理者)

情報集収・安否確認

災害情報をラジオ、テレビ等から入手する。(担当)

事務所、周辺の被害状況の情報を収集する。(担当)

関係連絡先等に被災状況を連絡し、状況により救援要請する。(担当)

職員とその家族等の安否確認。(担当)

関係機関、緊急連絡先に被害状況を報告。(担当)

消防(責任者)(代理者)

職場の消火器、屋内消火栓設備等で適切な初期消火を行う。(担当)

漏電等による出火、危険物、薬品・劇薬物等の保管庫の状況、設備の被害状況確認などを行い、二次災害の防止を行う。(担当)

事業所内の後片付け、清掃。(担当)

救出・救護(責任者)(代理者)

救出・救護(避難所・避難場所に指定されている場合)。

市の救護所に指定されている場合は市と連携。(担当)

被災者への救援物資の配布。(担当)

行方不明者は防災機関と共同して搜索する。(担当)

ケガ人の搬出・救護とその数・状況を確認し、関係機関に報告。(担当)

重傷者は防災機関に救護を依頼する。(担当)

【職員参集の事例】

職員防災ハンドブックより

参集方法

徒歩、自転車、バイクで登庁

2～3日分の食料・水、着替、携帯ラジオ等を携行

参集途中に収集した被害状況を報告

緊急初動対策班

所属部署に30分以内に、徒歩、自転車及びバイクにより参集できる者で、所属長よりあらかじめ指定された職員をもって編成

- 1 自分自身・家族の安全確保
- 2 二次災害の防止
- 3 テレビやラジオで正確な地震情報の入手

参集基準確認

参集対象

震度5 弱以上 災害対策本部設置 第1 配備

判断がつかない とりあえず参集

参集対象外 自宅待機又は地域の防災活動を実施

震度6 弱以上 防災2号 第3 配備

自分の所属機関への参集が可能か はい・いいえ

あらかじめ定められた事務分掌に当たる

- ・自分の所属に安否を連絡
- ・参集先の責任者の指示に従って、応急措置に従事

(3) 平常時の対策

建物の耐震診断

昭和56年以前の建物は耐震診断が不可欠。

- ・耐震診断結果を確認する。
(耐震診断実施日：平成 年 月 日 耐震性能：)
- ・構造耐震指数(I s 値) 等を確認し、倒壊の危険性の目安にする。

事務所内の危険箇所点検

机の下に物品が置かれていないか。 年 月

- ・地震発生時に逃げ込む場所の確保。
避難通路は確保されているか。 年 月
- ・避難経路の確認。・事務所の鍵の保管場所を知っているか。
- ・避難経路に物を置いていないか。
- ・非常口の表示灯が見えるか。
転倒・落下防止はできているか。 年 月
- ・ロッカー、書棚の転倒防止。
- ・ガラス戸の落下、飛散防止。
- ・テレビ、パソコンディスプレイの固定。
窓ガラス等の破損落下防止。 年 月
- ・網入りガラス、強化ガラス等の使用。
- ・飛散防止のフィルム貼付等による補強。

天井からの落下物防止。 年 月

- ・照明器具、吸音材等の取り付け状態の点検。
危険物の安全対策はできているか。 年 月
- ・危険物、薬品・劇薬剤等の管理方法。
- ・ガスボンベ、灯油、ガソリン等の可燃物の管理。
- ・油脂庫（重油・軽油・灯油）、ボイラー等の点検。
暖房器具の確認。 年 月
- ・安全装置の作動確認、周辺の引火物の管理等。

通信手段の確保

公衆電話が事務所内にあるか。 年 月

一斉同報の通信手段が準備されているか。 年 月

職員参集の連絡方法は確立されているか。 年 月

職員、家族(被災状況)の安否連絡先及びルールを決めているか。 年 月

防災用品、備蓄品の用意（防災用品、備蓄品の例は別掲参照）

復旧活動用のヘルメット、タオル、手袋等が用意されているか。 年 月

食料・水の備蓄品は2日～3日分を確保しているか（個人対応）。 年 月

事務所間の協力体制

隣接・同居事務所間の協力体制ができているか。 年 月

共同で防災訓練をしているか。 年 月

情報交換や通報の流し方を決めているか。 年 月

- ・非常放送用の原稿。
- ・事務所間の連絡方法。
事務所からの退去基準や退去方法を決めているか。 年 月
- ・建物倒壊の危険性の確認及び判断。
- ・パニックを避けるための退去方法。

避難場所の設定

避難場所を決めているか。 年 月

- ・避難場所の確認と職員への周知。

避難路の確保

- ・避難の誘導方法（パニックを避ける方法）。
避難経路を決めているか。 年 月
- ・危険箇所の確認と点検。
- ・避難経路を複数検討。

避難者を事務所内へ受け入れる場合の対応確認ができているか。 年 月
(避難場所に指定されている場合)

- ・開放場所の安全性の確保。
- ・立ち入り禁止場所の確認。
- ・負傷者等の対応と医療機関への連絡方法。

非常持ち出し

非常持ち出し品の選別をしているか。 年 月

- ・非常持ち出し品を整理。

職員研修

地震や防災対策の基礎知識を習得する研修実施。 年 月

応急手当に関する講習会等の実施。 年 月

防災訓練

防災訓練の実施。 年 月

- ・消火訓練、避難訓練、通報訓練、図上訓練。

地域との連携

地域と連携した、或は連携を予定した防災対策をたてているか。 年 月

- ・自治会や周辺の施設、企業等との協力・連絡体制、防災訓練の実施。

近隣関連施設の被害状況の把握。(担当)
火災の場合、消防機関へ通報する。(担当)

安否確認

施設利用者とその家族の安否確認を行う。(担当)
来客者等の安全確認を手分けして行う。(担当)
職場責任者等は職場内の職員・従業員の安全確認を行う。(担当)
出張、休暇中の者は連絡をとり、安否報告をする。(担当)

救出・救護(責任者：)(代理者：)

救出救護

医薬品・救護機器等を搬出する。(担当)
負傷者がでたら迅速に救護活動を行う。(担当)
ケガ人の救出・救護とその数、状況を確認する。(担当)
重傷者は救急車による救護を依頼する。(担当)
市の救護所に指定されている場合は市災害対策本部医療部と連携。(担当)

消防(責任者：)(代理者：)

各事務所の消防計画に準じる。

初期消火

火災発見の場合はただちに大声で伝える。(発見者)
職場の消火器、屋内消火栓設備等で適切な初期消火を行う。(消火班)
消防署へ通報するとともに、事務所館内に放送する。(責任者)

非常持出品

非常持ち出し品を搬出する。(責任者)
搬出後に非常持ち出し品の確認、警備、保管をする。(担当)

避難(責任者：)(代理者：)

職場の保安措置

ガラスの破損による散乱防止のため、窓際の物品は除去する。(各自)
書類の散乱防止のために机、保管庫に収納する。(各自)
機密文書の管理・保管をする。(担当)
散乱防止のため落下しやすい物品は床に置く等の措置をする。(各自)
電源火災防止のためブレーカーを落とし、ガスの元栓、給湯の電源を切る。(各自)

室内から室外（グラウンド等）へ避難

避難の判断。（責任者）

火災発生時は延焼防止のため室内の出入口の扉等を閉める。（担当）

火災が発生していない時は非常口を開放して避誘導難する。

エレベータの確認（閉じ込められた者の有無を確認）（担当）

エレベーターには絶対にのらない。（各自）

非常放送設備、ハンドスピーカー、メガホン等を活用し、全員に的確安全性の高い方向への経路、移動方法の確保（災害時要援護者に配慮）。

（担当）

- ・自力で移動不可な者を確認して担当者が介助する。
- ・避難経路の障害となる物品等の排除をする。
- ・多くの施設利用者の避難を行う場合は、自治会や市への協力を要請する。

避難終了を確認する（避難後の集合場所等を決めておく）。

一時避難場所への避難（グラウンド等が危険な場合）

職場の保安措置が終了次第、避難準備を始める。（担当）

避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況を説明する。（担当）

避難誘導は、先頭と最後尾に避難誘導担当を配備するなどして旗等で誘導する。（担当）

避難は全員徒歩です。（各自）

- ・自力で移動不可な者を確認して担当者が介助する。
- ・避難経路の障害となる物品等の排除をする。
- ・近隣住民等への協力依頼（人手が足りない場合）。

事務所から全職員が退出した場合。（担当）

- ・退出確認の巡回を実施。
- ・関係機関、緊急連絡先（防災関係機関等）に全員退所を通知。
- ・避難先や連絡方法等を施設玄関等に掲示する。

避難後

施設の安全性の確認。（担当）

施設利用の判断。（責任者）

施設利用者の保護者等への引渡し。（各自）

施設利用者の保護。（各自）

状況に応じて参集指示・帰宅指示を出す。（責任者）

帰宅者には交通状況を把握し説明する。（担当）

避難所開設～市の避難所に指定されている場合。

施設の安全を確認し、危険箇所の明示を行なう。（担当）

市対策本部に連絡する。（連絡が不可能な場合には、開設判断をする。）

事務所等に避難場所の運営本部を設ける。（担当）

施設の開放箇所を明示する。（避難場所・駐車場・トイレ等）（担当）

避難者誘導

案内看板を設置し、立入禁止箇所の縄張り等を行なう。（担当）

避難者の救急救護を行う。（担当）

避難場所に未指定の場合でも地域住民が避難してくる可能性があります。

（２）震災時行動指針（勤務時間外、休日の場合）

職員参集（責任者）（代理者）

対応体制

職員の参集指示を出す。（責任者）

職員を緊急召集する。（参集職員）

事務所内被害の確認。（参集職員）

関係機関、緊急連絡先（防災関係機関等）に対応体制を報告。（参集職員）

情報連絡（責任者）（代理者）

情報集収・安否確認

災害情報をラジオ、テレビ等から入手する。（担当）

事務所、周辺の被害状況の情報を収集する。（担当）

関係連絡先等に被災状況を連絡し、状況により救援要請する。（担当）

職員とその家族等の安否確認。（担当）

施設利用者とその家族等の安否確認。（各自）

関係機関、緊急連絡先に被害状況を報告。（担当）

消防（責任者）（代理者）

職場の消火器、屋内消火栓設備等で適切な初期消火を行う。（担当）

漏電等による出火、危険物、薬品・劇薬物等の保管庫の状況、設備の被害状況確認などを行い、二次災害の防止を行う。（担当）

事業所内の後片付け、清掃。（担当）

救出・救護（責任者）（代理者）

救出・救護（避難所・避難場所に指定されている場合）。

市の救護所に指定されている場合は市と連携。（担当）

被災者への救援物資の配布。(担当)
行方不明者は防災機関と共同して捜索する。(担当)
ケガ人の搬出・救護とその数・状況を確認し、関係機関に報告。(担当)
重傷者は防災機関に救護を依頼する。(担当)

【職員参集の事例】

職員防災ハンドブックより

参集方法 徒歩、自転車、バイクで登庁
2～3日分の食料・水、着替、携帯ラジオ等を携行
参集途中に収集した被害状況を報告

緊急初動対策班

所属部署に30分以内に、徒歩、自転車及びバイクにより参集できる者で、所属長よりあらかじめ指定された職員をもって編成

- 1 自分自身・家族の安全確保
- 2 二次災害の防止
- 3 テレビやラジオで正確な地震情報の入手

参集基準確認

参集対象

震度5 弱以上 災害対策本部設置 第1配備

判断がつかない とりあえず参集

参集対象外 自宅待機又は地域の防災活動を実施

震度6 弱以上 防災2号 第3配備

自分の所属機関への参集が可能か はい・いいえ

あらかじめ定められた事務分掌に当たる

- ・自分の所属に安否を連絡
- ・参集先の責任者の指示に従って、応急措置に従事

(3) 平常時の対策

建物の耐震診断

昭和56年以前の建物は耐震診断が不可欠。

- ・耐震診断結果を確認する。

(耐震診断実施日：平成 年 月 日 耐震性能：)

- ・構造耐震指数(Is値)等を確認し、倒壊の危険性の目安にする。

事務所内の危険箇所点検

机の下に物品が置かれていないか。 年 月

- ・地震発生時に逃げ込む場所の確保。

避難通路は確保されているか。 年 月

- ・避難経路の確認。・事務所の鍵の保管場所を知っているか。

- ・避難経路に物を置いていないか。

- ・非常口の表示灯が見えるか。

転倒・落下防止はできているか。 年 月

- ・ロッカー、書棚の転倒防止。

- ・ガラス戸の落下、飛散防止。

- ・テレビ、パソコンディスプレイの固定。

窓ガラス等の破損落下防止。 年 月

- ・網入りガラス、強化ガラス等の使用。

- ・飛散防止のフィルム貼付等による補強。

天井からの落下物防止。 年 月

- ・照明器具、吸音材等の取り付け状態の点検。

危険物の安全対策はできているか。 年 月

- ・危険物、薬品・劇薬剤等の管理方法。

- ・ガスボンベ、灯油、ガソリン等の可燃物の管理。

- ・油脂庫（重油・軽油・灯油）、ボイラー等の点検。

暖房器具の確認。 年 月

- ・安全装置の作動確認、周辺の引火物の管理等。

通信手段の確保

公衆電話が事務所内にあるか。 年 月

一斉同報の通信手段が準備されているか。 年 月

職員参集の連絡方法は確立されているか。 年 月

職員、家族(被災状況)の安否連絡先及びルールを決めているか。 年 月

施設利用者、家族(被災状況)の安否連絡先及びルールを決めているか。 年 月

防災用品、備蓄品の用意（防災用品、備蓄品の例は別掲参照）

復旧活動用のヘルメット、タオル、手袋等が用意されているか。 年 月

食料・水の備蓄品は2日～3日分を確保しているか（個人対応）。 年 月

事務所間の協力体制

隣接・同居事務所間の協力体制ができているか。 年 月

共同で防災訓練をしているか。 年 月

情報交換や通報の流し方を決めているか。 年 月

- ・非常放送用の原稿。
- ・事務所間の連絡方法。
施設からの退去基準や退去方法を決めているか。 年 月
- ・建物倒壊の危険性の確認及び判断。
- ・パニックを避けるための退去方法。

避難場所の設定

- 施設外避難場所を決めているか。 年 月
- ・避難場所の確認と職員への周知。

避難路の確保

- ・避難の誘導方法（パニックを避ける方法）。
避難経路を決めているか。 年 月
- ・危険箇所の確認と点検。
- ・避難経路を複数検討。
避難者を事務所内へ受け入れる場合の対応確認ができているか。 年 月
(避難場所に指定されている場合)
- ・開放場所の安全性の確保。
- ・立ち入り禁止場所の確認。
- ・負傷者等の対応と医療機関への連絡方法。

非常持ち出し

- 非常持ち出し品の選別をしているか。 年 月
- ・非常持ち出し品を整理。

職員研修

- 地震や防災対策の基礎知識を習得する研修実施。 年 月
- 応急手当に関する講習会等の実施。 年 月

防災訓練

- 防災訓練の実施。 年 月
- ・消火訓練、避難訓練、通報訓練、図上訓練。

地域との連携

- 地域と連携した、或は連携を予定した防災対策をたてているか。 年 月
- ・自治会や周辺の施設、企業等との協力・連絡体制、防災訓練の実施。

【資料】 事前の確認事項リスト

連絡

職員参集体制連絡方法、参集方法
役割分担職員ごとの役割分担表

転倒防止

書棚転倒防止具の有無
ロッカー "
食器棚 "
テレビ "
パソコン "
電灯等 "

火気

ガスコンロ・元栓火気用具の安全点検・元栓の位置の確認（地震時に閉める）

ガス・石油ストーブ暖房器具の安全点検・設置場所の確認（地震時に消す）

危険物（ガソリンタンク・ガスボンベ・危険な薬剤等）の保管状況を確認

周辺の落下

歩道橋設置の場所と状況を確認

道路標識施設の点検を行い、危険防止を図る

信号機施設の点検を行い、危険防止を図る

枯死した樹木樹木除去等の適切な管理措置を講ずる

電柱・街路灯設置状況等の点検を行い、倒壊等の防止を図る

倒壊危険物

アーケード施設管理者による点検・補強を進める

バス停上屋等施設管理者による点検・補強を進める

看板、広告等関係者の協力を得て安全性の向上を図る

門扉・ブロック塀危険度の点検を行い改良等を行う

ガラス窓破損、落下の可能性

自動販売機転倒により道路の通行及び安全上支障がないかの確認

樹木、煙突転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去

避難場所

選定基準

土砂災害や浸水災害の危険性がないか

火災の延焼が危惧されないか

主要道路、鉄道、河川を横断しての避難とならないか

避難時の歩行距離は適切か

避難場所避難予定場所の施設管理者とあらかじめ協議しているか

経路と誘導方法

誘導責任者を決めているか

避難経路を2経路以上選定しているか

火災・爆発物等の危険度の高い施設等がないか

避難場所及びその位置を周知しているか

避難経路の周知をしているか

非常持ち出し品

非常持ち出し品の保管場所

非常持ち出し品の持ち出し場所

《防災用品一覧リスト》

消火器

消火栓

水槽

バケツ

ポリタンク

ヘルメット

作業用手袋皮手袋が望ましい

タオル木綿汗拭き、マスク、止血、ホコリ防御兼用

懐中電灯

常備灯位置を知らせるランプが常時点滅、電池式、電池寿命2年

ラジオAM、FM受信可能なもの。電池式

携帯テレビ電池式

無線連絡機 M C A無線、同時通話型、免許・資格不要型

トランシーバー

拡声器電池式

掲示板伝言板用

救急資器材セットバール、ジャッキ、布担架等

救急箱包帯、ガーゼ、消毒薬、絆創膏、ハサミ、ピンセット、ビタミ

ン剤等

担架

車いす
毛布
シーツ
三角巾（風呂敷）
ビニールシート
テント
シャベル(スコップ)
つるはし
ハンマー
平バール
電池使用機器にあわせて電池サイズは各種用意しておく
携帯電話遠距離通話可能なもの
無線機等 一斉連絡可能なもの
ロープ
自転車、バイク
旗避難誘導用の目印
雨合羽
簡易トイレ緊急対処として黒のビニール袋、ロール紙

《備蓄食糧一覧リスト》（品名～備考）

ペットボトル水 ～ 1人あたり1日3リットルが目安
乾パン・缶詰パン ～ 5年保存
アルファ米 ～ 5年保存
災害救助用クラッカー ～ 5年保存
レトルト食品
缶詰
やかん
広口鍋
紙食器類紙皿、紙コップ、スプーン、フォーク、割り箸、紙ナプキン、
紙タオル
携帯コンロ・ボンベ 煮炊き用、消毒用熱湯のための携帯コンロ、小型ボン
ベ

【資料】避難所一覧表

校 区 別	一 時 避 難 所		収 容 避 難 所	
	箇所数	面 積 (㎡)	箇所数	面 積 (㎡)
伊 丹 小 学 校 区	4	20,358.82	1 1	2,257.00
稻 野 "	8	105,995.18	9	2,471.00
南 "	6	66,240.35	1 0	2,129.50
神 津 "	6	62,808.45	1 2	2,405.94
緑 丘 "	8	53,402.00	1 0	3,591.10
桜 台 "	7	44,872.37	9	2,293.30
天 神 川 "	5	55,147.00	9	4,785.00
笹 原 "	5	40,998.10	8	1,807.00
瑞 穂 "	7	128,736.00	9	7,227.00
有 岡 "	3	12,643.00	5	824.00
花 里 "	3	22,948.00	5	3,361.00
昆 陽 里 "	5	34,704.00	7	1,807.00
撰 陽 "	4	21,898.10	8	3,001.78
鈴 原 "	4	28,338.23	7	2,177.90
荻 野 "	3	8,166.19	5	1,127.00
池 尻 "	4	63,777.00	6	3,668.00
鴻 池 "	4	50,768.00	9	2,622.00
計	8 6	821,800.79	1 3 9	47,430.52

注 1) 幼稚園、小中学校、高校の一時避難所は、グラウンド面積。

注 2) " 収容避難所は、遊戯室、体育館面積。

注 3) その他の施設は、使用可能面積。

(伊丹小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難 所面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
伊丹小学校	8,578.00	756.00	船原1丁目1-1	782-2536
北中学校	9,953.00	691.00	清水4丁目3-1	782-2434
伊丹幼稚園	1,557.00	177.00	桜ヶ丘1丁目5-20	784-4872
中央保育所	270.82	100.00	行基町1丁目50	779-6643
くすのきセンター		106.00	北本町1丁目302	
当田藤ノ木センター		57.00	藤ノ木3丁目5-1	
西台センター		63.00	西台2丁目5-6	
あじさいセンター		107.00	宮ノ前3丁目6-1	
北河原センター		62.00	北河原2丁目8-6	
中央コミュニティセンター		71.00	中央6丁目3-7	
桜ヶ丘コミュニティセンター		67.00	桜ヶ丘2丁目3-3	
計	20,358.82	2,257.00		

(稲野小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
稲野小学校	7,655.00	544.0	昆陽1丁目175	781-2492
労働福祉会館 (スワンホール)	1,909.14	1,114.00	昆陽池2丁目1	779-5661
障害者福祉センター (アイ愛センター)	3,489.04	252.00	昆陽池2丁目10	772-0221
稲野幼稚園	627.00	176.00	昆陽1丁目213	783-5105
昆陽池センター		157.00	昆陽池3丁目3	
昆陽池公園	12,500.00		昆陽池3丁目	
市庁舎周辺	16,000.00		千僧1丁目	
アルビス伊丹千僧敷地	19,736.00		千僧5丁目	
国家公務員宿舎	44,079.00		昆陽東1丁目2	
昆陽センター		91.00	昆陽4丁目127	
千僧堂ノ前センター		48.00	千僧6丁目103-6	
松ヶ丘センター		41.00	松ヶ丘1丁目64	
きぼう園		48.00	昆陽池1丁目45	781-6830
計	105,995.18	2,471.00		

(南小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
南小学校	8,037.00	526.00	御願塚 2 丁目 6 - 1	772 - 2601
南中学校	12,880.00	744.00	南町 2 丁目 4 - 1	772 - 2780
南幼稚園	434.00	124.00	御願塚 2 丁目 2 - 23	772 - 2331
こばと保育所	361.35	77.50	稲野町 5 丁目 76	772 - 1074
南センター		273.00	御願塚 3 丁目 8 - 11	
稲野センター		108.00	稲野町 4 丁目 46	
稲野東センター		48.00	稲野町 2 丁目 44 - 4	
若菱柏木センター		124.00	若菱町 2 丁目 3	
三菱総合グラウンド	39,528.00		若菱町 5 丁目	
平松会館		47.00	平松 5 丁目 1 - 2	
稲野公園	5,000.00		稲野町 2 丁目 3 - 2	
コミュニティセンター梅ノ木		58.00	梅ノ木 2 丁目 3 - 21	
計	66,240.35	2,004.50		

(神津小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
神津小学校	8,654.00	730.00	森本 1 丁目 8 - 1	782 - 2021
神津こども園	642.85	205.95	森本 1 丁目 8-25	782 - 0200
神津センター		228.00	森本 3 丁目 60	
岩屋センター		112.00	岩屋 1 丁目 5 - 42	
西桑津センター		70.00	桑津 2 丁目 1 - 22	
森本センター		84.00	森本 2 丁目 196 - 1	
口酒井センター		103.00	口酒井 1 丁目 3 - 39	
西桑津公園	2,100.00		桑津 3 丁目 1	
いながわセンター		123.00	森本 1 丁目 1 - 4	
長山センター		70.25	森本 6 丁目 129	
上須古センター		61.34	森本 7 丁目 31	
こども文化科学館		480.40	桑津 3 丁目 1 - 36	784 - 1222
猪名川河川敷緑地 第 3・4 運動広場	24,618.60		東桑津字池田川筋地先	
猪名川河川敷緑地 いこいの広場	8,293.00		森本	

伊丹スカイパーク (大阪国際空港周辺緑地)	18,500.00	138.00	森本7丁目1-1	772-3447
計	62,808.45	2,405.94		

(緑丘小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (m ²)	収容避難所 面積 (m ²)	所 在 地	電話番号
緑丘小学校	5,760.00	703.00	高台2丁目14	782-2550
東中学校	12,740.00	726.00	高台2丁目54	782-3058
緑幼稚園	1,619.00	177.00	大鹿5丁目67	784-4938
大鹿交流センター		123.00	大鹿3丁目51-3	
北保育所	578.00	79.10	北園1丁目13	770-1217
北村センター (北村交流センター)		347.00	北園1丁目21-1	
下河原センター		79.00	下河原1丁目9-22	
春日丘センター		74.00	春日丘2丁目60-3	
北伊丹センター		54.00	北伊丹7丁目29-1	
ローラースケート場	3,935.00		北伊丹8丁目230-1	773-0081
猪名川河川敷緑地 第1・2運動公場	10,869.00		北伊丹9丁目地先	
猪名川河川敷緑地 サイクリング道	5,836.00		下河原字越ヶ井地内	
下河原緑地	16,000.00		下河原3丁目	
池田市立 北豊島中学校		1,229.00	池田市豊島北1丁目 1-1	761-9840
計	53,402.00	3,591.10		

(桜台小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (m ²)	収容避難所 面積 (m ²)	所 在 地	電話番号
桜台小学校	9,099.00	708.00	中野西4丁目100	781-2465
桜台幼稚園	961.00	236.00	中野西4丁目92	783-4672
桜台保育所	254.56	83.30	西野2丁目85	783-0372
つつじ学園		40.00	中野北2丁目11-28	781-0774
西センター		133.00	西野2丁目85	
中野団地	9,132.00		中野北4丁目	
天神川団地	10,752.00		中野西1丁目	

西野福祉会館		65.00	西野 2 丁目 251	
サンシティホール	6,573.81	924.00	中野西 1 丁目 148 - 1	783 - 2350
中野北センター		45.00	中野北 2 丁目 10-19	
中野西センター		59.00	中野西 1 丁目 147	
十六名公園	8,100.00		西野 1 丁目	
計	44,872.37	2,293.30		

(天神川小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
天神川小学校	7,549.00	695.00	荒牧南 3 丁目 17 - 12	781 - 2406
荒牧中学校	12,836.00	722.00	荒牧 5 丁目 2 - 18	777 - 3540
県立伊丹北高校	30,263.00	2,610.00	鴻池 7 丁目 2 番 1 号	779 - 4651
天神川幼稚園	2,499.00	183.00	荒牧南 3 丁目 1 - 21	783 - 4671
桑田センター		47.00	荒牧南 3 丁目 16 - 20	
北センター		174.00	北野 1 丁目 13	
荒牧センター		117.00	荒牧 5 丁目 2 - 15	
北野センター		111.00	北野 5 丁目 61	
鶴田センター		126.00	荒牧 6 丁目 20 - 29	
荒牧バラ公園	2,000.00		荒牧 6 丁目 5	
計	55,147.00	4,785.00		

(笹原小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
笹原小学校	8,644.00	480.00	南野 6 丁目 5 - 33	781 - 0612
ささはら幼稚園	1,428.00	160.00	野間 1 丁目 10 - 16	783 - 4670
あすなろセンター		59.00	車塚 1 丁目 32	
安堂寺センター		105.00	安堂寺町 4 丁目 49 - 2	
南野センター		54.00	南野北 1 丁目 3 番 41 号	
車塚センター		100.00	車塚 2 丁目 6	
笹原中学校	11,246.00	737.00	南野北 2 丁目 7 - 4	779 - 3130
西保育所	680.10	112.00	南野北 1 丁目 3 - 42	781 - 1912
笹原公園	19,000.00		車塚 1 丁目 32 番 1	
計	40,998.10	1,807.00		

(瑞穂小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (m ²)	収容避難所 面積 (m ²)	所 在 地	電話番号
瑞穂小学校	6,358.00	465.00	瑞穂町 3 丁目 50 - 1	782 - 0613
県立伊丹高校	20,129.00	3,040.00	緑ヶ丘 7 丁目 31 - 1	782 - 2065
みずほ幼稚園	522.00	131.00	瑞穂町 3 丁目 46	782 - 8552
緑ヶ丘センター		217.00	緑ヶ丘 1 丁目 70	
広畑センター		146.00	広畑 3 丁目 4	
東緑ヶ丘センター		42.00	緑ヶ丘 7 丁目 62 - 1	
瑞穂センター		106.00	瑞穂町 4 丁目 25	
緑ヶ丘公園	7,000.00		緑ヶ丘 1 丁目	
瑞ヶ丘公園	7,300.00		瑞ヶ丘 1 丁目	
瑞ヶ池公園	8,500.00		瑞ヶ丘 5 丁目	
住友総合グラウンド	78,927.00		瑞ヶ丘 2 丁目	
緑ヶ丘体育館・ 武道館		3,037.00	緑ヶ丘 1 丁目 10 - 1	770 - 4401
東野センター		43.00	緑ヶ丘 6 丁目 43 - 1	
計	128,736.00	7,227.00		

(有岡小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (m ²)	収容避難所 面積 (m ²)	所 在 地	電話番号
有岡小学校	8,397.00	468.00	伊丹 7 丁目 1 - 1	782 - 8396
ありおか幼稚園	446.00	133.00	伊丹 7 丁目 1 - 30	782 - 8397
有岡センター		122.00	伊丹 5 丁目 3 - 15	
東有岡センター		50.00	東有岡 1 丁目 19	
植松会場		51.00	伊丹 6 丁目 6 - 5	
兵庫障害者職業能力 開発校運動場	3,800.00		東有岡 4 丁目 8 - 1	782-3210
計	12,643.00	824.00		

(花里小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
花里小学校	8,037.00	518.00	寺本 3 丁目 135	781 - 6451
県立伊丹西高校	13,736.00	2,610.00	奥畑 3 丁目 5	777 - 3711
はなさと幼稚園	1,175.00	135.00	寺本 2 丁目 77	781 - 6456
若竹センター		50.00	奥畑 2 丁目 147	
池尻南センター		48.00	池尻 1 丁目 199	
計	22,948.00	3,361.00		

(昆陽里小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
昆陽里小学校	6,373.00	725.00	山田 2 丁目 1 - 2	779 - 4183
松崎中学校	8,528.00	727.00	山田 2 丁目 1 - 1	779 - 9776
こやのさと幼稚園	1,198.00	138.00	山田 2 丁目 4 - 2	779 - 4165
野間笠松センター		84.00	野間北 4 丁目 4 - 28	
野間団地	13,605.0		野間北 4 丁目	
山田西在センター		51.00	山田 5 丁目 8 - 23	
寺本東センター		42.00	寺本 1 丁目 100	
山田東センター		40.00	山田 2 丁目 4 - 18	
昆陽南公園	5,000.00		山田 1 丁目 6	
計	34,704.00	1,807.00		

(摂陽小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
摂陽小学校	8,169.00	706.00	昆陽南 2 丁目 1 番 55 号	779 - 6137
西中学校	10,756.00	609.00	昆陽東 4 丁目 2	781 - 2832
せつよう幼稚園	2,478.00	176.00	昆陽南 2 丁目 1 番 7 号	779 - 8660
ひかり保育園	495.10	117.60	堀池 3 丁目 7 - 26	779 - 5400
人権啓発センター		1,140.18	堀池 2 丁目 2 番 20 号	781 - 6006
美鈴センター		58.00	美鈴町 4 丁目 22 - 4	
よつばセンター		93.00	昆陽東 6 丁目 3 番 28 号	
せつようセンター		102.00	昆陽南 3 丁目 3 番 6 号	
計	21,898.10	3,001.78		

(鈴原小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
鈴原小学校	6,458.00	706.00	御願塚 6 丁目 3 - 1	779 - 8661
市立伊丹高校	12,027.00	939.00	行基町 4 丁目 1	772 - 2040
すずはら幼稚園	1,860.00	170.00	御願塚 6 丁目 3 - 50	779 - 6138
ゆうかりセンター		115.00	鈴原町 2 丁目 4	
女性・児童センター	7,993.23	136.90	御願塚 6 丁目 1 - 1	772 - 1078
南菱センター		60.00	南鈴原町 3 丁目 49	
さつきセンター		51.00	南鈴原町 4 丁目 42	
計	28,338.23	2,177.90		

(荻野小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
荻野小学校	6,414.00	715.00	荻野 2 丁目 11	770 - 2458
おぎの幼稚園	1,420.00	168.00	大野 2 丁目 159	770 - 2460
荻野保育所	332.19	80.00	荻野 7 丁目 70	770 - 4352
大野センター		54.00	大野 3 丁目 5	
荻野センター		110.00	荻野 3 丁目 73	
計	8,166.19	1,127.00		

(池尻小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所 面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
池尻小学校	6,416.00	720.00	池尻 6 丁目 221	777 - 4100
県立阪神昆陽高校	30,184.00	2,520.00	池尻 7 丁目 108	773 - 5145
いけじり幼稚園	1,877.00	170.00	池尻 6 丁目 231	777 - 4102
西野センター		48.00	西野 3 丁目 76	
池尻文化センター		134.00	池尻 6 丁目 172 - 1	
武庫川センター		76.00	西野 5 丁目 300	
武庫川河川敷緑地	25,300.00		西野	
計	63,777.00	3,668.00		

(鴻池小学校区)

名 称	一時避難所 面積 (㎡)	収容避難所面積 (㎡)	所 在 地	電話番号
鴻池小学校	8,831.00	720.00	鴻池 4 丁目 4 番 5 号	779 - 7791
天王寺川中学校	14,443.00	538.00	鴻池 3 丁目 4 番 2 8 号	781 - 6465
南畑センター		67.00	鴻池 1 丁目 2 番 1 2 号	
鴻池センター		128.00	鴻池 6 丁目 6 番 1 9 号	
こうのいけ幼稚園	575.00	92.00	鴻池 4 丁目 4 番 4 号	779 - 7825
スポーツセンター	26,919.00	948.00	鴻池 1 丁目 1 番 1 号	783 - 5613
瑞原センター		47.00	瑞原 3 丁目 63	
中野東センター		39.00	中野東 2 丁目 32	
南荻野センター		43.00	荻野西 1 丁目 1 番 13 号	
計	50,768.00	2,622.00		

福祉避難所

名 称	室 数 (室)	収容可能 人員(人)	所 在 地	電話番号
伊丹市立労働福祉会館 (スワンホール)	9	23	伊丹市昆陽池 2 丁目 1	779 5661
伊丹市立障害者福祉センター (アイ愛センター)	4	16	伊丹市昆陽池 2 丁目 10	772 0221
伊丹市立地域福祉総合センター (いたみいきいきプラザ)	1	8	伊丹市広畑 3 丁目 1	787 6670
有料老人ホーム サンシティパレス塚口	10	10	伊丹市車塚 1 丁目 3 2 - 7	773 7800
兵庫県立こやの里特別支援学校	1	10	伊丹市瑞ヶ丘 2 丁目 3 - 2	777-6300

対象者

- (1) 一般の避難所での生活において特別な配慮を要すると市が判断する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者等
- (2) (1)の要援護者介護を行う家族のうち、必要最小の者

【資料】 伊丹市における地震想定(伊丹市地域防災計画より)

伊丹市域では、以下のような被害程度が予想される。

(1) 地震災害(断層型)

切迫度・頻度

1995年(平成7年)1月の阪神・淡路大震災では、伊丹市では活断層が動いていないといわれている。そのため、将来、この地域で活動する可能性を指摘する研究者もいる。

このことなどを考慮すると地震災害に対して引き続き警戒する必要がある。

想定される被害程度

阪神・淡路大震災の直撃を免れていることから、阪神・淡路大震災級の地震の直撃を受けた場合には、多大の被害を生じることが予想される。

表 阪神・淡路大震災級の地震時の想定被害量

(阪神・淡路大震災の被害率を人口200,000人、世帯数80,000で積算)

項目	阪神・淡路大震災での伊丹市の被害	想定被害量	備考
死者数	23人	520人	死者発生率を0.26%として算定
負傷者数	2,490人	3,744人	死者数×7.2として算定
重傷者数	226人	520人	死者数と同程度として算定
全壊数	2,402世帯	6,078世帯	全壊率を10.6%として算定 ただし、阪神・淡路大震災で全壊した伊丹市内の家屋については、今後、耐震性を有した家屋に建て替わるものとし、その分を除いている。
要救出現場数	17箇所 (消防機関が救出活動を実施した箇所数)	2,026箇所	全壊数×1/3として算定
避難者数	8,775人 (ピーク時)	15,195人	全壊数(世帯)×2.5人/世帯として算定
開設避難所数	71箇所 (ピーク時)	80箇所	避難所開設率を4.0箇所/1万人として算定
出火件数 (発震後概ね1時間内の予想出火件数)	4件 (発震後概ね1時間内に出火した火災件数)	11件	冬季の5~6時発震の出火率を1.32件/1万世帯として算定。 なお、左記数字は冬季5~6時発震の場合の発震後概ね1時間内の予想出火件数であるが、他の時刻の発震の場合には以下のように計算される。 冬季(6~8時発震) 18件 冬季(11~13時発震) 17件 冬季(17~19時発震) 27件

(2) 地震災害（海溝型）

切迫度・頻度

南海トラフでの海溝型地震はおよそ 100～150 年ごとに繰り返し発生している地震である。1946 年の昭和南海地震から既に 70 年近く経過しており、また前回の規模が M8.0 と比較的小さかったことから次の巨大地震への懸念が高まりつつある。更に今まで南海・東南海地震と同時、あるいは連動して発生してきた東海地震が、1854 年の安政東海地震から 150 年以上大きな地震を起こしていないことから、切迫する東海地震に連動して発生することが懸念されている。

想定される被害程度

南海トラフを震源とする地震については、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、発生確率は低いものの考え得る最大級の M9 クラスの地震より、当市は震度 6 弱に揺れに見舞われると想定されている（平成 24 年 8 月 29 日）。

一方、国の中央防災会議の作業部会「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」がまとめた最終報告（平成 25 年 5 月 28 日）において、南海トラフ沿いを震源とする M9 級の巨大地震の発生時期や規模の予測は困難と結論づけ、被害の絶対量を減らす「事前防災」の取り組みが重要と位置づけた。今後政府が本最終報告をベースに策定する、地震防災の基本計画を定める「南海トラフ巨大地震対策大綱」等に基づき、影響を検討する。